

# お知らせ

## 大地沢青少年センター～11月分の利用受付開始

市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人  
 5月2日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。

※初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。  
 ※11月4日、10日、17日、24日、25日は利用できません。

## せせらぎの里 町田市自然休暇村～11月分の

利用受付開始  
 市内在住、在勤、在学の方とその同

行者  
 町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)  
 5月1日午前8時30分から電話で自然休暇村(☎0120・55・2838)へ(自然休暇村ホームページで申し込み)

みも可)。  
 ※11月5日、6日、10日、11日は利用できません。

## 薬師池公園四季彩の杜西園の電話番号変更のお知らせ

4月15日号第1部1面に掲載した「薬師池公園四季彩の杜西園がオープンします」で、以下の連絡先が変更になりました。  
 (旧) 西園(ウェルカムゲート) ☎860・3894  
 (新) 西園(ウェルカムゲート) ☎851・8942  
 公園緑地課 ☎724・4399

## 市立室内プール休館のお知らせ

町田リサイクル文化センター焼却炉の法定点検のため、6月1日(月)は休館します。  
 ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします  
 同プール ☎792・7761

今号は、催し・講座の記事の掲載はありません。催し・講座は、町田市ホームページまたはまちだ子育てサイトをご覧ください。



町田市ホームページ



まちだ子育てサイト

## 児童育成手当

### 該当する方は申請を

子ども総務課 ☎724・2143

新年度の児童育成手当の申請を受け付けます。  
 新年度の資格は、2019年中の所得で審査します。前年度は所得超過で支給されなかった方や、まだ申請していない方等で支給対象と思われる方は申請してください。制度の概要、所得限度額は下表のとおりです。  
 ※既に受給中の方は、申請の必要

はありません。6月に更新手続きとして現況届をお送りします。  
 ※1月2日以降町田市に転入した方は、2019年中の所得について情報連携制度で確認できない場合、1月1日に住民登録していた区市町村から所得証明書を取り寄せていただきます。  
 ※所得証明書等の添付書類は申請後に提出することもできます。

### 手当の種類と対象等

名称	対象	支給月額	申請に必要なもの
児童育成手当(育成手当)	2002年4月2日以降に生まれた児童を養育している、ひとり親家庭または父か母が重度の障がいをもつ家庭	1万3500円(請求翌月から)	請求者及び児童の戸籍謄本、請求者の振込先が分かるもの
児童育成手当(障害手当)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方	1万5500円(請求翌月から)	障がいの状況が分かるもの(手帳または所定の診断書)、請求者の振込先が分かるもの

### 所得限度額表(前年度と同額)

扶養親族等の数	所得限度額
0人	368万4000円
1人	406万4000円
2人	444万4000円
3人	482万4000円
1人増えるごとに38万円加算	

※所得(給与所得者は給与所得控除後の額)から控除可能なものを控除して所得を審査します。控除可能なものについては、お問い合わせください。  
 ※左記の所得限度額は、一律控除額8万円を加算して表示しています。

## 南多摩斎場 施設保守点検に伴う臨時休業

同斎場 ☎797・7641

火葬炉の保守点検を行うため、下表のとおり臨時休業します。ご理解ご協力をお願いします。

### 保守点検に伴う業務予定

(○=平常どおり、×=休業)

日	火葬業務	式場利用		受付		霊安室(※1)
		告別式	通夜	電話申込(※1)	使用料(※2)	
5月14日(休)	○	○	×	○	○	○
5月15日(金) 友引日	×	×	×	○	×	○
5月16日(土) 臨時休業日	×	×	○	○	×	○

※1 電話申込・霊安室の業務時間は午前8時30分～午後10時です。  
 ※2 使用料の受付時間は午前8時30分～午後5時です。

## 民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手です!

### 民生委員・児童委員に異動がありました

福祉総務課 ☎724・2537

3人の民生委員・児童委員に異動がありました。担当地域は下表のとおりです。  
 ※この他の地区の担当は、お問い合わせください。

### 民生委員・児童委員(3月・4月異動)

地区	地域	担当委員氏名
南第一	全域(主任児童委員)	欠員(退任)
鶴川第一	野津田町	永井博(担当地域変更)
忠生第一	下小山田町	欠員(退任)

## 2020年1月～3月の航空機騒音

### 測定結果(速報値)

市HP 航空機騒音測定結果 検索  
 環境保全課 ☎724・2711

測定場所	測定月	騒音発生回数(回)				合計	月間最高音(dB)
		70～79dB	80～89dB	90～99dB	100dB以上		
本町田東小学校	1月	48	11	1	0	60	90.6
	2月	98	5	0	0	103	84.7
	3月	113	4	0	0	117	81.8
小山小学校	1月	301	21	0	0	322	87.4
	2月	293	19	1	0	313	99.4
	3月	330	16	0	0	346	87.8
町田第五小学校	1月	94	12	0	0	106	88.3
	2月	116	13	0	0	129	84.4
	3月	141	27	0	0	168	83.7
忠生第三小学校	1月	65	10	5	0	80	96.6
	2月	69	2	2	0	73	95.7
	3月	70	1	0	0	71	83.1
南中学校	1月	46	9	0	0	55	88.7
	2月	36	2	0	0	38	87.2
	3月	55	3	0	0	58	81.3

※発生回数は、70dB(デシベル)以上の騒音が5秒以上継続した回数です。音の目安は、70dB…新幹線の車内、80dB…航空機の機内、90dB…騒々しい工場内、大声による独唱、100dB…電車通過時のガード下の最大値

### 苦情受付件数

市HP 航空機騒音苦情件数 検索  
 企画政策課 ☎724・2103

1月～3月に頂いた苦情の件数は右下表のとおりです。  
 市では、騒音解消に向けて国・米軍に対し要請活動を行っており、今後も粘り強く要請を行ってまいります。皆さんから頂いた苦情は、国や米軍へ伝えるほか、要請の際の資料として活用しています。苦情は企画政策課・環境保全課で電話受付しているほか、Eメール(mcity470@city.machida.tokyo.jp)でも受け付けています。なお、具体的な被害状況を把握するため、苦情をお受けする際に、お住まいの町名、騒音の発生時間をお聞きしています。

月	件数
1月	9件
2月	0件
3月	2件

## 暮らしに関する相談

市HP 暮らしに関する相談 検索

緊急事態宣言期間における、法律相談、交通事故相談、人権の上相談(人権侵害などの問題)、不動産相談、登記相談、行政手続相談、少年相談は休止します。緊急事態宣言が解除された場合は、5月7日(休)から予約を受け付けます(法律相談は8日(金)から)。また、当面の間は電話相談のみとします。なお、休止期間延長等の可能性もありますので、開催日等の詳細は町田市ホームページをご覧ください。また、少年相談については電話で八王子少年センター(☎042・679・1082)へお問い合わせください。

名称	日時	対象	申し込み等
電話による性自認及び性的指向に関する相談	毎月第2水曜日、午後3時～8時	市内在住、在勤、在学の方	電話で性自認及び性的指向に関する相談専用電話(☎721・1162)へ

※女性悩みごと相談は1面を、消費生活相談は2面をご覧ください。